

参 考 资 料

資料 1 関係法令・答申等における社会教育の動向

1-1 教育基本法の改正

平成18年12月に教育基本法が改正され、生涯学習や社会教育に関する規定が充実した。(図1)

まず、第2条(教育の目標)の中に、「公共の精神」について規定され、社会形成への国民の参画を求める文言が盛り込まれた。中学生の地域参画を促す法的根拠をこの条文にみることができる。

また、第3条(生涯学習の理念)が新設され、「あらゆる機会にあらゆる場所において学習する社会」や「その成果を適切に生かすことのできる社会」を目指すことが明記された。

第12条(社会教育)では、社会教育を「個人の要望」や「社会の要請」にこたえる教育活動と規定した。学習者一人一人の自発的学習意欲を基盤としつつも、地域社会の今日的課題等を考慮して学習の機会を提供していくことの必要性が示された。

さらに第13条(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)では、学校、家庭及び地域住民その他関係者が教育責任を分担し、相互に連携協力することが示された。今後、更なる連携協力の具体化が求められている。

図1 改正教育基本法(社会教育関係)

第2条(教育の目標)

教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

3 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。

第3条(生涯学習の理念)

国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

第12条(社会教育)

個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

第13条(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)

学校、家庭、及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。

1-2 中央教育審議会の審議

教育基本法の改正を受けて、中央教育審議会では、社会教育関係法令の改正に向けた審議を行った。さらに、今後の生涯学習の振興方策や、施策を推進するにあたっての行政の在り方について提言している答申書を提出している。

平成20年2月の中央教育審議会答申「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会の構築を目指して～」では、地域住民等の力を結集した地域づくりの必要性や、家庭や地域社会における子どもの育ちの環境改善のための方策について示した。また、子どもの生きる力を育む基盤は学校教育であるとしつつも、「生きる力」は地域社会での多様な経験と相まって伸長していくもの——地域社会での学習機会を充実させることが重要——と明文化し、**図2**のような提言を行っている。

図2 今後必要とされる力を身につけるための学習機会の在り方についての検討

今後は、子どもの学校教育外の学習の在り方についても、子どもたちが「生きる力」を身につける上で、より効果的・効率的な社会教育のプログラムとその在り方、様々な発達課題を習得させる上で適切な時期や実施方法、そのための体制の在り方等について検討することが重要である。その際には、例えば、放課後や週末等の活動として、子どもたちに安全な居場所と多様な学習の機会・活動機会を提供する「放課後子どもプラン」の取組やこれまで各地域で行われて来た様々な体験活動等を参考にしつつ検討を行うことが考えられる。学校教育外で行われる学習は自発的意思に基づいて行われるものであるが、このような検討を行い、情報提供することは各地域社会における取組の参考となると考えられる。また、このように学校教育内外で、子どもたちがその発達段階に応じて身につけることが望ましい能力を総合的にとらえ、その上で、学校教育外で育むことが望ましいものについて検討することは、生涯学習の理念に沿ったものであるといえる。

答申の主なポイント

社会の変化に対応した総合的な知の必要性
教育基本法の改正
 「生涯学習の理念」(第3条)、「家庭教育」(第10条)、「社会教育」(第12条)、「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」(第13条)
 地域の社会構造の変化

新しい時代に対応した自立した個人や地域社会の形成に向けた生涯学習振興・社会教育の必要性・重要性

学習成果の活用

国民一人一人の生涯を通じた学習への支援
 個人の成長 + 社会の豊穡
 ○変化に対応し、社会を生き抜く力(「生きる力」等)の育成
 -学校外の活動プログラムの検討の充実
 ○多様な学習機会、再チャレンジ可能な環境の整備、担体体制の充実
 -生涯学習プラットフォームの形成
 ○学習成果の評定の通用性向上
 -検定試験の資格証の仕組みの検討 等

「知の循環型社会」の構築

社会全体の教育力の向上
 学校 + 家庭 + 地域
 ~地域の課題・目標の共有化~
 ○身近な地域における家庭教育支援
 -きめ細かな学習機会・情報の提供、相談対応
 ○学校を拠点に地域ぐるみで子どもの教育を行う環境づくり
 -学校支援の仕組みづくり、放課後の開校等づくり
 ○社会教育施設等のネットワーク化
 -公民館、図書館、博物館等の活用
 ○大学等との連携 等

新たな学習の需要

新たな施策

<制度>
 ○社会教育関係三法の改正
 -教育委員会の新たな役割の明確化(学校支援活動や家庭教育支援等)
 -同書及び学芸員等の資格要件の見直しと研修の充実 等

<事業による仕組みづくり>
 ○地域ぐるみで子どもの教育を行う環境づくり
 -放課後子どもプラン、学校支援地域本部事業の推進
 ○学習成果の評価の仕組みづくり
 -民間事業者が行う検定試験等に関する評価の客観性や質を担保する新たな仕組みづくり 等

【「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会の構築を目指して～」中央教育審議会 H20】

1-3 栃木県社会教育委員会議の答申・報告（29期・30期）

栃木県社会教育委員会議では、第29期会議において「栃木県における今後の社会教育の在り方～とちぎ発社会教育による地域づくり～」を答申した。（図3）また、第30期会議では、第29期の答申に基づき、「子どもの学びと育ちの支援をとおした地域づくり」に関する報告を行っている。家庭や地域の教育力の低下が指摘される中、「その向上のためには社会全体での取組が必要」とした上で、社会教育推進に向けた栃木県としての今後の方向性を、下記の通り示した。

■住民の社会参加を促す施策の充実

- ・住民が学んだ成果を、地域で活躍する人、団体、社会教育施設、学校等と結びつけ、住民参画につなげていくことが重要。
- ・地域の大人が積極的に地域活動に参画するような、「地域づくり」の視点での取組が重要。

■子どもの学びと育ちの支援をとおした地域づくり

- ・子どもを核とした地域の大人の取組が重要。
- ・子どもたちの人間力の育成のためには、学校での教育に加えて、地域の人々による自発的・意図的な教育が行われることが大切。

■地域づくりの拠点

- ・子どもの学びと育ちを支援する拠点であり、かつ大人同士の交流を促進するような地域づくりの拠点としての役割を果たす“地域づくりセンター”を想定し、備えるべき機能や運用の在り方を示す。

図3 栃木県における今後の社会教育のあり方（第29期会議答申）

栃木県における今後の社会教育の在り方(答申)の概要
～とちぎ発 社会教育による地域づくり～

誌問内容
教育基本法の改正等の新たな状況を踏まえ、今後の社会教育が担うべき役割を再確認するとともに、県と市町のそれぞれの役割と推進体制の在り方等をあらためて検討する。

概要

1. 社会教育を取り巻く状況の変化

- 家庭や地域の教育力の低下が指摘される中、その向上のために社会全体での取組が必要となっている。
- 教育基本法や社会教育法等の改正に伴い、社会教育の果たすべき役割があらためて規定された。市町においては、「事業予算の確保」、「職員専門性の向上」が課題となっている一方、市町担当者には県に対して「研修機会の提供」、「情報提供」等を求めている。

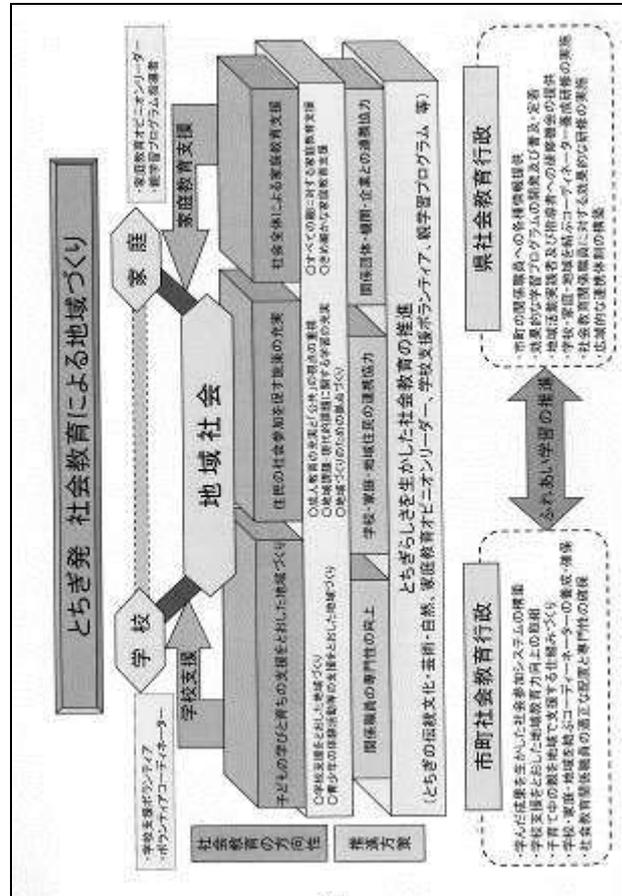
2. 今後の社会教育推進の方向性

- **住民の社会参加を促す施策の充実**
住民が学んだ成果を、地域で活躍する人や団体、社会教育施設、学校等と結びつけ、住民参画につなげていくことが重要。
- **成人教育の充実** → 地域課題に関する学習の充実 → 地域づくりのための拠点づくり
- **子どもの学びと育ちの支援をとおした地域づくり**
学校支援や青少年の体験活動・ボランティア活動支援など、子どもを核とした地域の大人の取組が重要。
- **学校支援をとおした地域づくり** → 青少年の体験活動等の支援をとおした地域づくり
- **社会全体による家庭教育支援**
家庭教育に関する情報提供や相談等を地域住民が行うなど、子育て中の親を地域が支えるという視点が重要。
- 効果的な学習プログラムの普及定着 → 地域で子育て中の親を支える仕組みづくり

3. 社会教育推進のために求められるもの ～とちぎ発 社会教育による地域づくり～

- **とちぎらしきを生かした社会教育**
施策の展開にあたっては、栃木県の恵まれた自然環境、優れた文化・芸術を生かしていくとともに先進的な社会教育推進体制等を生かしていくことが大切である。
・ふれあい学習の推進 → 家庭教育オピニオンリーダー → 学習プログラム 等
- **とちぎの社会教育関係職員の専門性の向上**
・研修機会の充実 → 社会教育主事等の社会教育関係職員の確保
- **とちぎの学校、家庭及び地域住民の連携協力**
・学校・家庭・地域を結ぶコーディネーターの養成・確保 → 連携のための体制づくり
- **とちぎのネットワークの構築**
・高等教育機関・NPO法人・民間企業等との連携促進 → 広域連携体制の構築

第29期栃木県社会教育委員会議



1-4 栃木県生涯学習推進計画第四期計画「新・とちぎ学びかがやきプラン」

栃木県では、平成23年3月に、長期的な視野に立った取組を示す「栃木県生涯学習推進計画四期計画」を策定した。(図4) 地域における人間関係の希薄化や、高齢化やニート・フリーター問題等、様々な地域課題が山積している昨今、住民同士が助け合い支え合う社会の実現に向けて、学びの成果を生かして地域づくりや人づくりに取り組むことが必要であると指摘し、その実現のためには学びをとおした県民同士の人間関係の構築——絆づくり——が重要であると示した。

第2章の2「地域の課題を学ぶ機会を充実しますく学習機会の提供」では、社会教育による学習成果を地域活動等に生かしていくことが地域社会の活性化につながることを示している。また、そうした活動を通して得た新たな気づきが、更なる新たな学びを促していく——つまり学びの循環——とし、県民の社会参画の促進がたいへん重要であると示した。

第3章の3「未来へつなぐ人づくりを支援しますく学習成果の活用」では、青少年期の自然体験や生活体験などの多様な体験活動や社会参加活動が、その後の生きがいや意欲に大きな影響を与えると示した。子どもが体験活動・ボランティア活動に積極的に参加できるよう、関係機関・団体等との連携を深めたり、活動の機会を提供したりすることが重要であると提案している。また、各地域で継承されている伝統芸能や文化活動をはじめ、地域に根付いた様々な活動の機会に、子どもたちが参加できるよう、県と市町が連携することの必要性も示された。

なお、栃木県教育委員会及び栃木社会教育推進コンソーシアム協議会では、平成22年3月に「地域参画力育成プログラム」を発行した。地域参画を促すために必要な視点や、住民の地域参画力を高めるための講座プログラム事例が提案されており、県内各地でこのプログラムを用いた講座の開催等が期待されている。

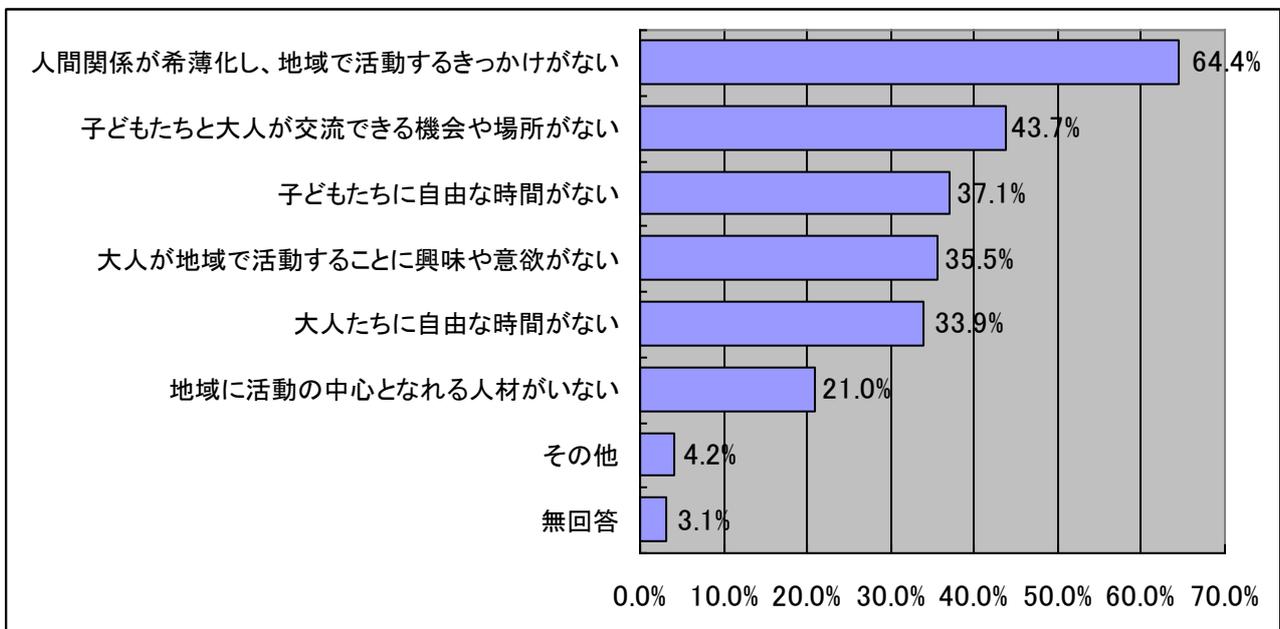
図4 栃木県生涯学習推進計画第四期計画「新・とちぎ学びかがやきプラン」

1-5 とちぎ青少年プラン

栃木県県民生活部青少年男女共同参画課では、平成23年3月に、心豊かでたくましいとちぎの青少年の育成を基本理念とした「とちぎ青少年プラン2011～2015」を策定した。第4章の「青少年育成施策の推進の中」では、「地域の教育力は、地域におけるコミュニケーションを基盤として大人と青少年が一体となって各種行事に参画することにより培われてきた」とし、「大人と青少年が交流する機会の減少や地域で活動するきっかけがなくなったことにより、地域の教育力が低下した」と分析している。（図5）そうした考え方をもとに、地域の大人には、相互に支え合う地域社会の再構築や、青少年が地域に愛着を持てるような機会の設定を求めている。

また、青少年側にも、地域活動に積極的にかかわりあうよう求めている。

図5 地域の教育力を阻害する要因



【資料 「平成19年度栃木県政世論調査」 県広報課 H19】



資料2 他市町における先進的な取組事例

2-1 神奈川県真鶴町「中学生ボランティアカード」

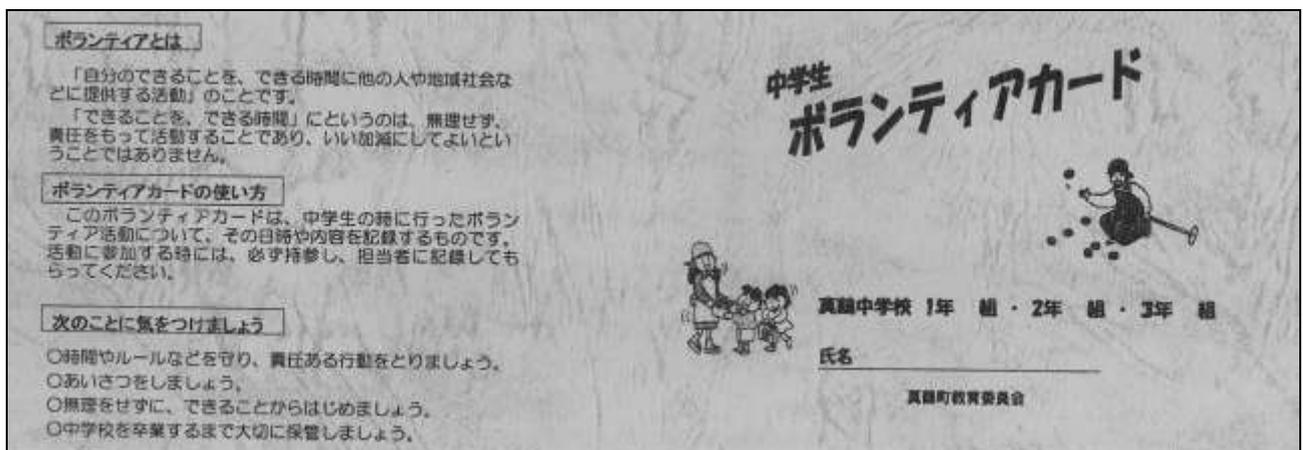
神奈川県真鶴町は、伊豆半島東岸に位置する、人口約8,500人の風光明媚な観光地として知られている。

真鶴町教育委員会生涯学習課では、中学生の社会貢献活動支援を目的として、平成19年度より「中学生ボランティアカード」というしくみを導入している。「中学生ボランティアカード」とは、真鶴町の中学生が、町主催の行事等に運営補助ボランティアとして参加した際にその活動を記録し、町が認定するという取組である。(図6、図7)カードに記録していくことは、中学生の達成感や満足感を高めたり、中学生の活躍状況を保護者や学校の教職員へ伝えたりする機能をもつという。記録された内容は、高校進学時に中学校長が作成する内申書(活動の記録欄)に記載できるよう、関係機関と調整が諮られているという。(なお、成績や単位等には直接反映しない。)こうした取組は、地域行事の活性化を目指したい主催者にも、子どもたちの生きる力を育てたい学校にも、多様な経験を積み成長しく中学生にも、それぞれ三者にメリットのある互恵的な取組といえる。

真鶴町生涯学習課では、「できる時間に、自分のできることを他の人や地域社会などに提供する活動をしよう」と、随時中学生に呼びかけていることに加え、生涯学習課主催の様々な事業——例えば駅伝大会や音楽祭、ふれあいのつどい等——を中心として、運営補助ボランティア活動に励める機会も中学生に提供している。中学生がボランティア活動を行うことは、地域の大人とのふれあいが深まるよい機会であると同時に、社会貢献活動の重要性や素晴らしさを中学生が味わえる絶好のチャンスにもなっている。

こうした取組を行う上では、学校教育関係者の理解は必要不可欠だという。年度はじめに真鶴町中学校長会の席にて本事業の趣旨を学校長に説明したり、ボランティア活動が可能な町主催行事の日時を年度初めのうちに中学生に周知したりするなど、学校教育関係者の理解を得るための多くの工夫がなされている。

図6 神奈川県真鶴町 中学生ボランティアカード(表面)



2-2 佐賀県武雄市「トムソーヤプラン」

佐賀県武雄市は、佐賀県の西部に位置する、人口約5万人の陶磁器生産で有名な町である。2006年3月に山内町・北方町と合併し、新市政による武雄市となり現在に至っている。

「トムソーヤプラン」とは、次代を担う青少年を育成するために教育活動の一元化を図り、地域、家庭、学校など関係機関が一体となって子どもたちの体験活動等を支援していかうとする武雄市独自の取組である。トムソーヤとは、世界的に有名な「トムソーヤの冒険（マーク・トウェイン作）」に由来する。そこに描かれているわんぱくでたくましく成長していく子どもたちの姿をモチーフとしている。明日を担う子どもたちを、市を挙げて育成していくという決意を込めて、市の重点プロジェクトとして位置付けている。

平成14年9月の「武雄市21世紀に羽ばたく人づくり懇話会」の中では、次のような提言がなされたという。

- 次代を担う武雄市の人づくりは、トムソーヤプランの推進が大きな役割を担うこと。
- 地域の人がトムソーヤのお父さん、お母さん、おじいさん、おばあさんとして地域活動に参加し、内容を豊かにしていくこと。

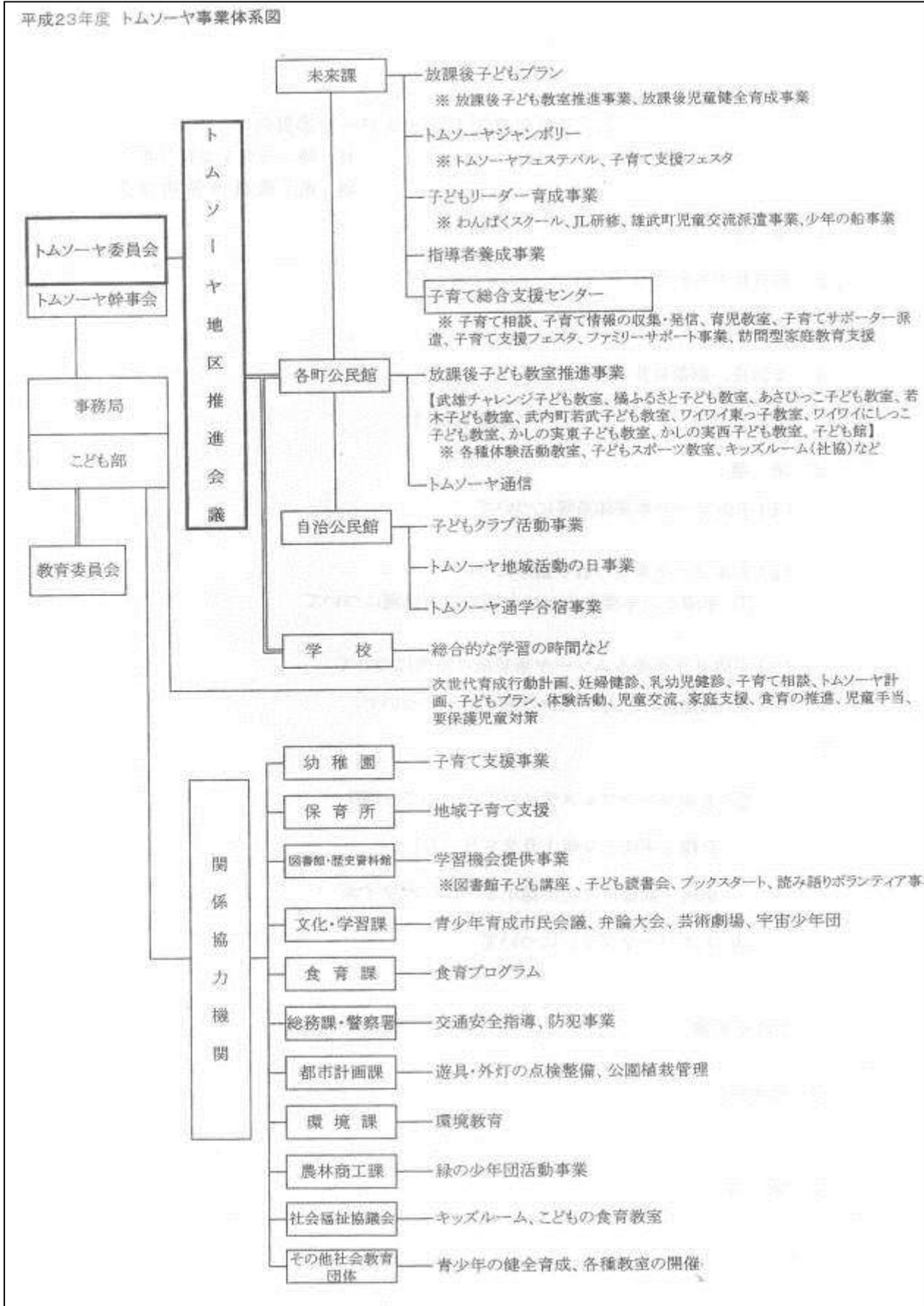
以降、このプロジェクトが一過性のイベントで終わることのないよう、子どもの育ちに関する様々な事業を一元化し、日常的・継続的・体系的な活動として定着を図っている。

また、それぞれの地域特性を生かしつつ、地域、家庭、学校など関係機関が連携・協力して子どもたちの体験活動を支援し、企画・運営を行っている。平成23年度には、「トムソーヤ通学合宿」や「わんぱくスクール（宿泊・自然体験活動）」「放課後子ども教室」（公民館等を活用して放課後や週末等における子どもの居場所を確保する事業）等、計82の事業が積極的に展開されている。多くの小・中学生がこのプランに参加して活躍し、大人との交流を深めたり、地域社会で活動する楽しさ・面白さを見出したりしているという。

トムソーヤ活動を推進するための組織としては、トムソーヤ委員会を設置し、事業の審議、管理評価等を行っている。その下部組織としてトムソーヤ幹事会を設置し、企画立案や連絡調整等の作業を担っている。さらに、トムソーヤ活動を具体化していくための機関として、トムソーヤ地区推進会議が設置されている。関係機関・団体どうしがゆるやかなネットワークを形成しあい、各機関・団体等の意見を集約し、大人どうしのネットワークを深める機能を担っているという。（図8）

事業を推進する上では、公民館や公共施設等が“安全安心な居場所づくりの拠点”として位置付けられている。公民館を中核として、子どもと大人の体験機会や交流機会をつくり出していかうという方向性が、地域住民に対して明確に打ち出している。

図8 佐賀県武雄市 トムソーヤ事業体系図



2-3 栃木県那須町「子どもフェスティバル実行委員会」

那須町では、「那須町子どもフェスティバル」を毎年夏に開催し、平成23年度で9回目を迎える。子どもフェスティバル実行委員会、那須町教育委員会、那須町ジュニアリーダーズクラブが主催し、町内各中学校・高等学校・地域団体などに所属する多くの小学生・中学生が参加して開催されている。（図9、図10、図11）

中学校の部活動ごとに出展し、フェスティバルを盛り上げていることも、大きな特徴の1つである。特技等を発表しあう「みんなのステージ」部門やレクリエーションに親しんだり競ったりする「チャレンジコーナー」の他、食べ物のお店や展示・体験ができるお店など、たいへん多彩なコーナーが用意されている。

このフェスティバルの最大の魅力は、小・中学生が“子ども実行委員”として実行委員組織に名を連ね、同じく実行委員である地域の大人や行政職員と一緒に議論をしている点である。実行委員の子どもたちは大人と一緒に知恵を出し合い、企画・運営に携わっている。小・中学生ならではの意見やアイデアが出され、小・中学生の視点からフェスティバルが展開されていく。大人の発想にはみられない斬新なアイデアのもと、地域の大人と子どもが一体となって絆を深めあい、大きな盛り上がりを見せるという。

図9 那須町子どもフェスティバルの報告書



図 10 那須町子どもフェスティバルチラシ (表面)

第 回 那須町 子どもフェスティバル

2★1★ プログラム

平成23年 7月31日(日)
 ごぜん10時から
 余笹川ふれあい公園

ステージもチャレンジもお店も…
10時からスタート

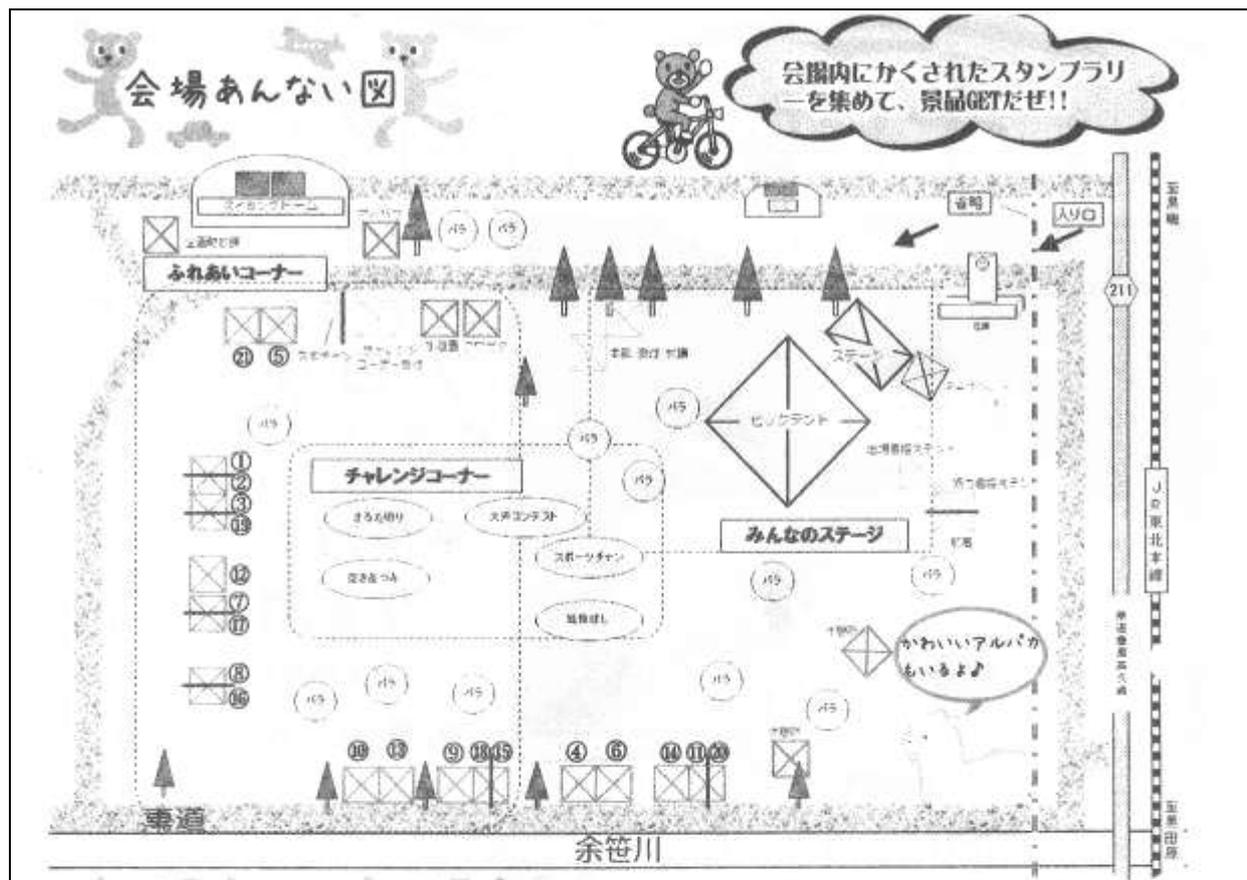
みんなのステージ  チャレンジコーナー 

団体名	えんもく	種目	チャレンジできる時間
・子ぎつね太鼓 ・日本空手協会 ・那須高等学校 ・ATCフィットネスクラブ ・那須高等学校 リゾート観光課 ・那須町柔道クラブ ・東陽中学校 ・スポレクPRキャラバン ・ドリームトレジャー ダンススタジオ ・黒田原中学校(Lala) ・黒田原中学校 ※スポーツチャンバラ 大田原支部	子ぎつね太鼓 空手演武 器楽アンサンブル キッズビクス 夏だから 「那須かるた」 柔道演武 合唱 スポレクPR ヒップホップ バンド演奏 合唱 スポーツチャンバラ の説明	・空き缶つみ  ・くつ飛ばし  ・スポーツチャンバラ  <small>※スポチャンにチャレンジする人は 12時前までに講習を受けてね</small> ・大声コンテスト  ・丸太ざり 	前半の部 (10時~11時半) 後半の部 (12時~13時半) 1日の部 (10時~13時半)

目指せ!
 町で一番、5連目のキング!!
 キミも空・ナスにチャレンジだ!!!




図 10 那須町子どもフェスティバルチラシ（裏面）



《食べ物のお店》

- ①飲み物(おはなしかっこう)
- ③ミニクレープ(教育相談室)
- ④カレーライス(さわやかネット)
- ⑥わたあめ(那須町林業振興会)
- ⑦揚げパン(NPO法人なす食育塾)
- ⑧かき氷、フランクフルト(幸町3子ども会)
- ⑨ホットドック、ドリンク(高原公民館ファンクラブ)
- ⑩石窯焼きピザ(ムラおこし応援団那須ノリムシ作業所)
- ⑪ポップコーン他(那須町少年剣道クラブ)
- ⑫フルーツゼリー他(那須中学校)
- ⑬焼きそば他(黒中女子バス部)
- ⑭かき氷(早起き子ども会)
- ⑮かき氷(池田小育成会4年部会)
- ⑯ドリンク(黒小っ子復活!募金実行委員会)
- ⑰チーズボール他(那須子どもグループ)
- ⑱浪江やきそば(ふくしまげんきっ子の会)
- ㉑焼きそば他(伊王野公民館)

《展示と体験のお店》

- ①しめぼん玉(おはなしかっこう)
- ②輪投げ/フリマ(JLC+子ども実行委員会)
- ⑤木工工作/チェーンソーアート(なす匠の会)
- ⑥ゴムアッぽう(那須町林業振興会)
- ⑧フリマ(幸町3子ども会)
- ⑩フリマ(那須町少年剣道クラブ)
- ⑬ストラックアウト(黒小っ子復活!募金実行委員会)
- ⑯ダーツ(ふくしまげんきっ子の会)
- ⑰スーパーボールすくい(子フェス実行委員会)
- ⑲柔道技の体験(那須町柔道クラブ)
- ㉑じゅぶじゅぶ池(伊王野公民館)
- ムシキング(那須オオクワクラブ)
- 水の生き物とのふれあい(なかがわ水遊園)
- アルパカとのふれあい(那須アルパカ牧場)
- スポーツチャンバラ体験(スポチャン夢翔館大田原)
- 電気自動車コーナー(町企画財政課)

スロレク祭PRマスコット



会場内の「とちまるくん」をさがせ!
「とちまるくん」に出会ったらジャンケンしてみよう!!

勝てば・・・
ちょっとした景品がもらえるよ!

とちまるくん

☆主催☆

第9回子どもフェスティバル実行委員会
那須町教育委員会
那須町ジュニアリーダーズクラブ+子ども実行委員

図 11 那須町子どもフェスティバル 子どもスタッフ募集のチラシ

「第9回 子どもフェスティバル」スタッフ募集！！

子どものためのイベントだから・・・

みんなでイベントを成功させよう！



こんにちは。

はきなれないスノーシューの体験と

ふわふわの雪の上にねころんで見上げた空・・・

ウィンターキャンプはいかがでしたか？

早いもので、半年が過ぎようとしています。3月には東日本大震災などもありましたが、元気に過ごされていることと思います。

今回は子どもフェスティバルのお誘いです。

子どもフェスティバルは子どもによる子どもためのイベントとして今年が9回目の開催になります。

イベントの子どもスタッフを募集しますので、ぜひ協力をお願いいたします。お友達と参加してみませんか？

また、模擬店やステージ出場者も募集しています。

みんなのアイデアで子どもフェスティバルを楽しくしよう！！

- ・日にち 平成23年7月31日（日）午前10時～午後2時（予定）
- ・場所 余笹川ふれあい公園
- ・内容 「第9回子どもフェスティバル」の子どもスタッフとしてイベントの企画・運営（司会、受付、子ども実行委員の店など）
- ・対象 小学校4年生～高校3年生
- ・申込 6月30日までに電話またはFAXで申し込んでください。
- ・その他 詳しくは後で連絡させていただきます。
今年はイベントまでに会議を1回～2回予定していますが、当日の協力だけでもOKです。

連絡先

那須町生涯学習課

女性青少年

TEL 0287-72-6923

FAX 0287-72-1900

担当 藤田まり子

電話は月～金の午前8時30分～午後5時30分頃までをお願いします。



平成 23 年 1 月 24 日

壬生町社会教育委員長 福田 静江 様

壬生町教育委員会教育委員長 池 節子



諮 問 書

社会教育法第 17 条第 1 項第 2 号の規定により下記のとおり諮問します。

記

1 諮問事項

中学生による地域活動及び公民館事業への参画について

2 諮問理由

壬生町の次代を担う若者が生き生きと生活する地域社会、住んで良かったと思える地域であってほしいと願っています。

さて、近年地域活動や公民館の事業に中学生の姿が久しく見られなくなっています。中学生の時の体験活動で重要なのは地域活動といわれていますが、その姿が見られない原因は何か、部活動や塾通い、その他の現状と課題を分析し、中学生が地域の方々とともに活動する、または公民館等の事業に自ら考え企画して地域の大人を巻き込む活動を展開するための方策と事業の提言をいただきたく、諮問いたします。

なお、答申は、平成 24 年 3 月 31 日までをお願いします。

「中学生による地域活動及び公民館事業への参画について(答申)」概要版

諮問内容

- ・地域活動や公民館の事業に、中学生の姿が見られない現状・原因・課題を分析する。
- ・中学生が地域活動・公民館の事業に参画するための方策と提言について検討する。



調査研究1：中学生を取り巻く地域の実態

◇盛んに行われている自治会活動

→「清掃・花植え・刈刈など環境美化活動」や「夏祭り・どんど焼きなど祭り・伝統芸能の継承」を約8割の自治会で実施。

◇中学生の姿がよく見られる自治会活動

→「清掃・花植え・刈刈など環境美化活動」や、「文化祭・体育祭など芸術文化・スポーツ振興活動」(約2割の自治会)。

◇盛んに行われている単位子ども会育成会活動

→スポーツ・レクリエーション活動を、約9割の育成会で実施。

◇単位子ども会育成会の活動内容の決定者

→9割以上の育成会が、大人[育成会役員等]のみで決定

◇単位子ども会育成会の会員構成

→「中学生が会員である」のは、約4割の育成会。

調査研究3：地域行事への参加及び意識の実態

◇中学生の地域活動への参加意識

→約4割の中学生が「参加している」と回答。

◇中学生が参加したことのある地域活動

→「夏祭り・どんど焼きなど祭り・伝統芸能の継承」や「清掃・花植え・刈刈など環境美化活動」に約3割が参加経験。

◇地域行事に「とてもよく参加する」小学生と中学生の比較

→とてもよく参加する子どもは、小学生(約37%)、中学生(約13%)。中学生になると2割以上減少する。

◇地域行事への参加が減少する原因(保護者の意識)

→「勉強や部活動などで忙しい」との回答が約8割。

◇中学生が地域行事へ参加することへの保護者の意識

→「ぜひ積極的に参加させたい」と考える保護者は約2割。

調査研究5：活性化のためのアイデア

中学生からの意見

◇イベントの開催

・音楽祭、ロックフェスティバルの開催。中学生が運営スタッフ。

◇創作・体験活動

・演劇。よさこい演舞。町のソバ屋になる巨大模型の制作。

◇ボランティア活動

・年少児や高齢者との交流。

保護者からの意見

◇主に、方法・方針の改善に関する意見

・中学生が企画の段階から参加できるようにする(中学生を含めた実行委員会形式)。

・大人の考えた企画を押し付けない。

・地域の役に立つ喜び、満足感を味わえるようにする。

・中学生が小学生のリーダーとして活躍できるようにする。

・中学生を子ども会育成会員とし、役員の役割を担わせる。

・長期休業中、居場所として公民館を開放する。

◇主に、学校教育との連携・調整に関する意見

・まつりへの参加が学校・部活動で禁止されている。学校の理解と協力、教職員の意識の変化が必要不可欠。

・参加しやすいように、学校を通じて行事の連絡をする。

・学級・部活動・委員会等の単位で地域行事に参加する。

◇主に、参加を促すのは困難とする意見

・休日・祝日も部活動が1日中ある。勉強もしなければならぬ。参加を促すのは物理的に困難。

調査研究2：中学生の生活の実態

◇部活動がない放課後及び休日の自由時間

→最も多い回答は、放課後が2~3時間、休日が4時間以上。「平日の自由時間が1時間未満」との回答は2割弱。

◇部活動がない放課後及び休日の過ごし方

→放課後は「家でゆっくり過ごす」が約4割で最も多く、次いで「勉強する」と「学習塾・習い事」が約2割。

→休日は「家でゆっくり過ごす」と「遊ぶ」が約3割で、次いで「外出する(買い物・食事)」が約2割。

◇中学生の部活動加入率

→約9割が部活動に加入。ソフトテニス部が最も多く、次いで吹奏楽部、バスケットボール部。

調査研究4：公民館事業への参加及び意識の実態

◇中学生の公民館の利用頻度

→「年に1~2回」が約4割、「利用したことがない」も約4割。

◇中学生の公民館利用の目的

→「活動(練習・廃品回収・会議)」が約3割で最も多く、次いで「交流(遊ぶ・話をする)」「学習(講座・発表)」が約2割。

◇中学生が望む公民館活動

→「友人との交流・居場所」が約6割で最も多く、次いで「宿題・勉強をやるなど学力の向上」が約4割。

◇地域住民による公民館の利用状況

→講座受講者の8割以上が女性かつ60~70歳代。

【既存の組織・行事へのはたらきかけ】

提言1：既存の組織・行事を生かし、つながり・絆づくりに取り組もう

- ◇方策1 中学生を含めた世代間交流の促進を各組織へはたらきかける。
- ◇方策2 中学生を受け入れてもらえる体制づくりを各組織へはたらきかける。
- ◇方策3 各種行事で中学生が運営スタッフとして活躍できる場面を設定する。
- ◇方策4 各組織が集い、情報交換や意見交換ができる機会を設定する。

【地域の大人へのはたらきかけ（中学生を受け入れる地域の体制づくり）】

提言2：中学生を信じてまかせる姿勢の大切さを大人全体で共有しよう

【町内各組織の大人に対するはたらきかけ】

- ◇方策5 地域行事を行うときの実行委員会に、中学生をメンバーとして加える。
- ◇方策6 大人だけで地域活動の内容を決めず、中学生の意見に耳を傾ける。
- ◇方策7 「ありがとう」「君のおかげだよ」と中学生に温かなメッセージを送る。
- ◇方策8 中学生の失敗に寛容なかかわり方をする。
- ◇方策9 中学生に、小学生に対するリーダー（先輩）としての役割を与える。
- ◇方策10 地域行事の予定や情報を学校・家庭に連絡し、共有する。
- ◇方策11 「地域社会＝もうひとつの居場所」という認識を深める。
- ◇方策12 何より大人自身が地域活動を楽しむ。

【中学生の保護者に対するはたらきかけ】

- ◇方策13 積極的に我が子を地域活動に送り出す。
- ◇方策14 中学生は壬生町の次世代の担い手である、という認識を深める。
- ◇方策15 保護者自身、地域行事に積極的に参加する。

【教職員に対するはたらきかけ】

- ◇方策16 中学生の活動が勉強や部活動ばかりに偏らないよう、地域との協働を深める。
- ◇方策17 地域行事に、部活動・学級・委員会等の単位で参加する。
- ◇方策18 地域行事での中学生の活躍を、学校・学級内で承認し合えるようにする。

【行政（生涯学習課）に対するはたらきかけ】

- ◇方策19 中学生の活動実績を記録し評価するポイントカードを作成し周知する。
- ◇方策20 各組織と学校がつながれるよう、コーディネート機能を充実させる。

【中学生へのはたらきかけ（次世代の地域の担い手の育成）】

提言3：地域活動の魅力を中学生に発信し、興味関心を高めていこう

- ◇方策21 地域行事の予定や実行委員の募集に関する情報を提供する。
- ◇方策22 部活動のない曜日・時間を活用して地域貢献活動等に励めるよう促す。
- ◇方策23 地域活動に興味・関心のある生徒を募り、実行委員会を組織する。
- ◇方策24 直接声をかけ、地域社会は中学生の力を必要としていることを伝える。

【公民館の機能を高めるためのはたらきかけ】

提言4：学びの場、活動・交流の場としての公民館機能を充実させていこう

- ◇方策25 減免制度の充実や、祝日を閉館日とするために、公民館使用条例を改正する。
- ◇方策26 中学生を対象とした講座を、中学生の興味・関心に基づいて開設する。
- ◇方策27 公民館事業を支援する「運営補助ボランティア」の中学生を募る。
- ◇方策28 居場所機能（交流コーナー）を充実させる。



総合産業祭りにて、地域の大人とともによさこいソーランを踊る中学生



蘭学通りまつり会場にてペットボトル回収に励む中学生

「中学生による地域活動及び公民館事業への参画について(答申)」概要版

- 発行者 平成23年度壬生町社会教育委員の会議
- 発行日 平成24年2月8日
- 問合せ先 壬生町教育委員会事務局生涯学習課社会教育係
電話 0282-81-1873

